②　合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
③　合併又は分割の理由
④　免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
⑤　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）
⑥　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）
⑦　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）
⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続
①　譲受人が事業を譲り受ける年月日
②　事業の譲受けの理由
③　免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
④　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）
⑤　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）
⑥　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）
⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続
①　譲受人が事業を譲り受ける年月日
②　事業の譲渡し（法第20条第４項後段の場合）又は譲受け（法第20条第５項前段の場合）の理由
③　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業計画（注７）
④　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業収支見積り（注７）
⑤　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法（注７）
⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注７）

5　添付書類（注２）

⑴　無線局免許手続規則第20条の２に関する手続
□免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
□相続人が２人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面